



西部伊那 土地改良区だより

【発行所】

長野県西部伊那土地改良区
〒396-0025 伊那市荒井3952-1
TEL 72-0647 FAX 73-8705

強靱な活動力を身に付けて、
これからの半世紀を、
そしてその先までも

理事長 坪木利夫



「地球温暖化」の影響で、海水温や気温が上昇し、例年より早い梅雨明けとなり、連日の猛暑日で、農作物に悪影響が出る

のでは、と心配が募ります。組合員の皆様には、ご健勝でお過ごしのことと拝察申し上げますとともに、日頃から土地改良区の事業運営に多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。今年も、4年に一度の「役員改選」の年で、新体制のもとで理事長を拝命いたしました坪木利夫です。もとより微力ではございますが、精一杯努めて参りますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

さて、顧みれば本年は「長野県西部伊那土地改良区」が西部箕輪・西部南箕輪の2土地改良区とともに設立（昭和48年1月）されて52年目になりました。この半世紀の中で、「日本の食を支える農業」は、インフラの一部として欠かせない存在であることは、疑う余地が無いものの、私たちの生活や取り巻く環境が大きく変化してきたこと、従来型の取組み方だけでは立ち行かなくなっています。そこで、組合員の皆様にとって土地改良組織がこれまで以上に有益

な存在であり続けるために、国や県、市などの支援を受ける長寿命化への有効な事業は継続しつつ、先を見据えた新たな戦略的な取組みを図りたいと考えます。以下に、その一例とポイントを簡潔書きます。力強いご支援をお願い致します。

一、財務体質の強化

①農水省が進める【み(水)・ど(土)・り(里)】ビジョン策定推進組織に登録し、土地改良区が主任務とする、農業水利施設等の整備管理を通じ、農地の健全な維持に努める活動を実践することで、補助交付金・三百万円を得る

二、革新的ソリューションの実現

①組合員の皆様とよくご相談し、西山から流れ出る、豊富な渓流水を活かした「緑豊かな農地」を意欲的に使って、収益に繋がる農産品を生み出し、保有農地への愛着を高めたい

末筆になりますが、まだ暑い日が続きます。熱中症に充分ご留意をいただき、お健やかに過ごして下さい。

新体制がスタートしました！

役員が決まりました

組合員の皆さんから、4年間、土地改良区の運営を委任された方々です。(任期…令和7年4月20日から令和11年4月19日)

理事長 坪木 利夫

副理事長 網野 郁夫 (庶務担当)

酒井 勝美 (会計担当)

原 文嗣 (工事担当)

北原 正志 (水利担当)

理事

伊那地区

小林延幸

東條 治

西箕輪地区

有賀 隆

原 仁

唐木 渡

小笠原一夫

員外理事

白鳥 孝

唐木みはる

唐木 渡

戸田光則

浦野一彦

飯塚忠弘

唐木みはる

沖村 隆

牧田 弘

唐木 幸一

清水貞雄

西村義男

伊藤豊一

総代の皆さんが決まりました

総代選挙が、2月19日に執行され、総代の皆さんが決まりました。総代会は、土地改良区の最高意思決定機関です。4年間よろしくお願ひします。(任期…令和7年3月20日から令和11年3月19日)

◆伊那地区総代(17名)

塩沢隆雄 明尾敏郎 神山治人 御子柴洋一
熊谷久幸 所澤利男 三澤剛明 中村栄治
福澤大司 小池正行 星野文男 小林伸一
武田禎祐 網野 修 小池 充 田畑公平
橋本健悟

◆西箕輪地区総代(19名)

奥脇郁雄 有賀文彦 唐澤茂年 白鳥 勲
宮下与兵衛 鈴木清治 城田 要 泉澤竜一
澤田隆博 三澤 茂 三澤良一 有賀敏樹
原 洋介 井踏岩夫 伊藤 隆 伊藤 貢
小林武夫 宮崎 明 田中 實

◆西春近・東春近地区総代(19名)

三澤和芳 黒河内啓介 田中計男 宮下 浩
平澤正博 城倉三喜生 平澤嘉浩 坪木啓介
唐木訓一 本田幸一 平澤史行 白鳥健一
池上文夫 酒井 実 西澤 弘 久保田正志
小松正徳 酒井一彦 高畑喜久男

総代会報告

令和7年度に向けて通常総代会は、3月24日に上伊那農業協同組合伊那支所において開催し、総代48名の出席を得て、議長に伊那地区の小池充穂代を選出し、理事長が提案した議案を審議しました。可決成立した主な議案は次のとおりです。

- ◆ 県営水利施設等整備事業基幹水利施設保全型伊那西部3期地区の実施
- ◆ 令和7年度経常賦課金の賦課徴収の方法（前年度と同額）
- ◆ 令和7年度転用決済金の賦課徴収の方法（前年度より増額）
- ◆ 令和7年度役員報酬、費用弁償（前年度と同額）
- ◆ 令和7年度事業計画及び一般会計収入支出予算（議決予算額 60,161千円）

- ◆ 役員任期満了に伴う役員選挙
- ◆ その他議決案件
- 一時借入金限度額、指定金融機関

県営水利施設等整備事業 （基幹水利施設保全型） 伊那西部 3期地区の事業が始まりました

農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加している状況の中、地域の営農方針に応じた農業経営を実施するためには、農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力の強化を図ることを目的として、県営事業で造成した畑かん・ポンプ施設類を対象に改修、補修等を実施することにより施設等の長寿命化を図る事業です。

- 事業主体 長野県
- 総事業費 520,000千円
- 事業費負担 国50%、県29%、地元負担21%（市70%、改良区30%）

土地改良施設維持管理適正化事業

事業年度 令和6年度～令和10年度（5年間）
県営事業により整備された施設の老朽化に伴う機能低下が生じていることから、令和4年度に入した土地改良施設維持管理適正化事業を実施しました。

- 事業主体 長野県西部伊那土地改良区
- 施設名 下段南6号分水工第2減圧水槽
- 整備内容 フロートディスクバルブ更新
- 総事業費 9,500千円
- 事業費負担 国30%、県30%、市30%、改良区10%
- 実施年度 令和6年度

忘れずに届け出をしてください

賦課金の算定は、毎年4月1日現在の組合員の土地所有面積が基準になっていますので、組合員の資格を得た方または喪失した方は、土地改良法第43条1項の規定により「組合員資格得喪届」を土地改良区へ届け出ることになります。

届け出を必要とする方は、ご連絡ください。届け出用紙をお送り致します。

■ 届け出を必要とするのは

- 農地の売買、贈与、交換、地目変更をした場合
- 農業者年金受給のための経営移譲をした場合
- 組合員の死亡等により、農地を相続した場合
- 農地を農地以外に転用する場合 など

農振除外、農地転用の手続きについて

農地を農地以外に転用する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農地法」の規定により、伊那市役所農政課、伊那市農業委員会、土地改良区に手続きが必要となります。

- 農振除外申請には、土地改良区の同意書の添付が必要です。
- 農地法の手続きには、「農地転用等の通知及び意見書」の添付が必要です。なお、転用に伴い決済金の納付（土地改良法第42条2項）が義務付けられていますので、お願い致します。
- 転用によって残った農地は、土地改良施設費等の費用負担を負うこととなります。

将来の負担の公平を図るために、土地改良法により、農地転用をした場合は、決済金を納めていただくことになっています。

※決済金の額については、4ページをご覧ください。

公共事業による転用も土地改良区との協議が必要です

国・県・市道の新設・拡張や公共施設の建設等、公共事業によって、土地改良区の受益地を農地以外に転用する場合があります。

この場合、農業委員会への事前協議が必要です。組合員の皆様には、公共事業等による用地買収等の話があった場合には、土地改良区の受益地である旨を伝えていただき、併せて土地改良区への農地転用の協議をしていただくようお願い致します。

「モデル展示圃」設置されます

伊那北部農業振興会議の令和7年度の「モデル展示圃」が設置されます。

詳しくは、上伊那農業農村支援センター、JA上伊那各支所にお問い合わせ下さい。

お願い

農地の移動、売買などをした際、その土地に賦課金の滞納があった場合には、土地を譲り受けた方が滞納金を支払うよう法律（土地改良法第42条2項）に規定されています。納入をお願い致します。

土地改Q&A

土地改良区について
もう一度ご理解を



昭和48年に西部伊那土地改良区が設立されて、50年余りが経過し、世代交代や資格の得喪により多くの組合員が交代されています。

また、施設の老朽化による改修工事等も今後実施しなければ、安定的な揚水の供給ができなくなります。

改めて土地改良区についてご理解いただくために、「Q&A」方式で説明資料を作成しましたので参考にしてください。ご理解、ご協力をお願いします。

Q1 土地改良区とは何ですか。

A1 土地改良区は 土地改良法（以下「法」という）に基づいて設立された公の法人（法第13条）で、一種の公共組合です。

公法人であるので種々の国家的助成と特権を与えられ、その事業を公共の利益に合致するように遂行する義務を負い、国、県の指導・監督を受けます。

その構成員は、受益地の所有者又は耕作者（法第3条に規程する資格者）の3分の2以上の同意（反対しても強制される法第11条）により組合員となり、法に規定する権利義務を負うこととなります。

定款（法第16条）の定めにより土地改良区は、組合員に対して賦課金、加入金、過剰金を課し、滞納者には地方税法の滞納処分例により、強制的に徴収することができる権限が与えられています。

Q2 土地改良区はどのように運営されているのですか。

A2 土地改良区は、その地区内の組合員によって組織され、その組合員の組織する総代会において、組合員（西部伊那土地改良区 2314人 令和6年度）の意志が決定されています。

そして、その運営は組合員が選挙した総代（法23条 西部伊那土地改良区の総代は55名で任期は4年）によって行われ、運営に要する経費は、組合員の負担により賄われます。

Q3 経常賦課金とはどんなものですか。

A3 土地改良区を運営するために必要な経費は組合員から徴収することになり、この徴収金を経常賦課金といいます。

この賦課金は、定款の定めるところにより、県知事の許可を受け、徴収（法36条）していますが、賦課金は地方税の滞納処分例により徴収することができない債権（法39条）とされています。

Q4 耕作していない土地がありますが賦課金を支払わなくても良いのではありませんか。

A4 組合員は、受益農地を「耕作している、いない」「水を使用している、いない」に関わらず、地区除外農用地から非農用地へ転用の手続き（地区除外決済金が必要・法第42条）がされない限り、土地改良区の受益農地であり、経費の負担は組合員の義務となります。

従いまして、耕作していない等の理由により、賦課金の支払いを拒否することはできません。

Q5 賦課金を納めないで済む（滞納した）場合、どうなるのですか。

A5 賦課金を納めない（滞納した）場合には、法第39条の規定により土地改良区は督促しなければならぬとされています。また、督促を受けた者が期限までに完納しない場合は、滞納処分（法39条5項）により市町村に対してその徴収を請求することができます、市町村が処分着手しな

い場合には、理事は地方税法の滞納処分例により、県知事の許可を受けてその処分することができ、裁判を経ず財産（不動産、預貯金、債権等）の差押えをすることができますとされています。

Q6 後継者がいないので土地改良区から脱退したいのですが。

A6 組合員の皆様には土地改良区の運営、施設の維持管理が求められ、高齢化、後継者問題、離農等、それぞれ問題もありませんが、組合員の自己責任において継承していただかなければなりません。他の組合員への負担増にも繋がりますし、土地改良区は公法人的性格を有する団体であることから、土地改良区の受益地である限り組合員の任意脱退は認められていません。

Q7 どのような場合、受益農地を地区除外できるのですか。

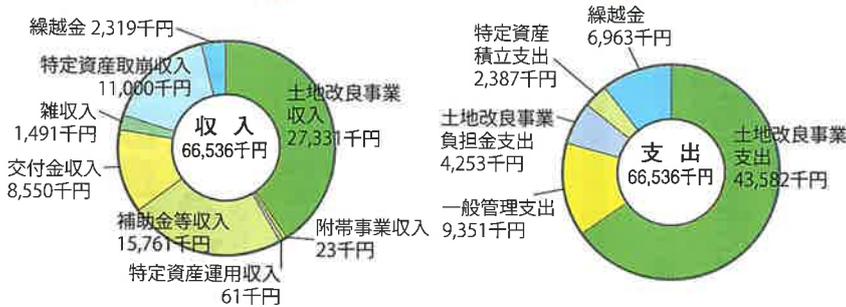
A7 土地改良区の受益地から地区除外（土地改良区の費用をかける土地から除外）できるのは、農用地から非農用地に転用する場合です。

地区除外をするに当たり組合員は、土地改良区に必要な手続き（地区除外の申請）をすることになります。農地の転用には農地法の許可（農地法第4条、第5条）が必要であり、関係市町村に農地転用の申請を提出するにあたり、土地改良区の意見書が必要となり、土地改良区は賦課金等の決済や土地改良区施設への影響を協議・調整し、意見書を交付します。

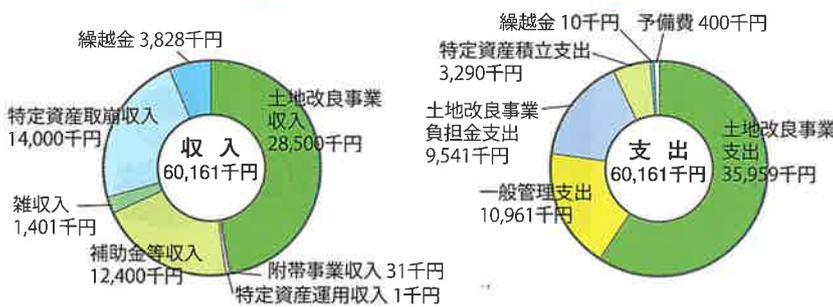
Q8 地区除外をする際どうして決済金を納めなければならないのですか。

A8 転用が許可され地区除外されると、その土地の維持管理費を残りの土地で負担しなければならぬとなり、残存農地が将来過重負担にならないよう、法第42条及び西部伊那土地改良区地区除外等処理規程により、施設の維持管理費等の一時払いをもって決済し、他の組合員との負担の公平を図る必要があるからです。

令和6年度 一般会計決算



令和7年度 一般会計予算



貸借対照表 (令和7年3月31日現在) (単位:千円 一:千円未満)

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	6,280	未払金	12,202
未収賦課金等	219	前受金	5
その他未収金	12,895	預り金	5
前払金	0	適正化事業拠出金短期未払金	570
流動資産合計	19,394	流動負債合計	12,782
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産	0	適正化事業拠出金長期未払金	570
(2) 特定財産		職員退職金引当金	301
所有土地改良施設	508,910	固定負債合計	871
土地改良施設用地等	-	負債合計	13,653
受託土地改良施設使用収益権	53,609	III 正味財産の部	
職員退職給付引当積立	301	1 指定正味財産	463,676
転用決済金積立	212,233	指定正味財産合計	463,676
特定資産合計	775,053	2 一般正味財産	
(3) その他固定資産		当期経常増減額	△ 30,241
土地	21,626	当期経常外増減額	△ 12
建物	-	一般正味財産首期残高	369,572
車輛運搬具	-	一般正味財産期末残高	339,319
器具・備品	56	正味財産合計	802,995
ソフトウェア	16		
適正化事業拠出金	0		
長期未収賦課金	327		
出資金	175		
その他固定資産合計	22,201		
資産合計	816,648	負債及び正味財産合計	816,648

令和7年度 決済金額 (10a当り決済金額/単位:円)

区分	事業内容	決 算 金			摘 要
		内 訳	負担金	維持管理費	
水田	用水補給		59,320	221,000	280,320
	用水補給+区画整理		59,320	221,000	280,320
	未施工			221,000	221,000
畑	畑かん		59,320	221,000	280,320
	畑かん+区画整理		59,320	221,000	280,320
	未施工			221,000	221,000

経常賦課金の納入について

『経常賦課金』の納期

令和7年度は

9月1日(月)です!

『納入は口座振替で』

賦課金の納入は、上伊那農協各支所・アルプス中央信用金庫各支店で組合員口座から土地改良区口座への振替により納入することができます。

※振替日の前日までに必ず各自の口座残高の確認をお願いします。

**納期までに
完納
しましょう!**



10a当り賦課金

(単位:円)

工 事 別	田	畑	原野等
区画整理施工地域	3,000	1,800	—
農道整備施工地域	1,250	750	—
畑かん(水田用水補給)	1,500	—	—
区域水路整備施工区域	—	—	—
畑かん施設施工区域	—	1,800	—
未 施 工	300	150	150

* 令和7年4月1日施行

伊那西部土地改良事業のホームページをご利用ください

URL <http://www.ina-seibu.jp>

E-mail ina@ina-seibu.jp

伊那西部の事業内容、調整地(ファームポンド)の水使用状況、土地改良区だよりがご覧いただけます。